

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年10月4日

【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 義久

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫

【電話番号】 03-6722-4813

【届出の対象とした募集内国投資信託 先進国リスクターゲットファンド
受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託 継続募集額 1兆円を上限とします。
受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正理由】

2021年9月6日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部____は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7) 申込期間

<訂正前>

2021年9月7日から2022年3月4日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2021年9月7日から2022年3月4日まで

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、申込期間の末日は2021年10月26日に変更され、以後の更新は行われません。

(12) その他

<訂正前>

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<訂正後>

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

信託終了（繰上償還）の予定について

2020年6月8日の設定以来、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、純資産総額の大幅な改善が見込めない中、運用の基本方針に則った運用の継続が大変困難な状況となりつつあります。弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも、信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

これに伴い、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続を行うものです。

2021年12月6日に信託終了（繰上償還）を予定しており、2021年10月4日現在の受益者を対象とした書面決議の結果により可否を決定します。

当該決定につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。（2021年10月26日予定）

第二部【ファンド情報】**第2【管理及び運営】****3 資産管理等の概要****(3) 信託期間**

<訂正前>

ファンドの信託期間は、2030年6月5日までですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

<訂正後>

ファンドの信託期間は、2030年6月5日までですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

信託終了（繰上償還）が行われることとなった場合、信託期間の末日は2021年12月6日に変更されま
す。